

特定商取引に関する法律における連鎖販売取引に関する規制  
強化を求める意見書

2015年（平成27年）5月8日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

1 金融商品取引等に関する連鎖販売取引の勧誘の禁止

金融商品取引及び商品預託取引に特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）の連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にするとともに、特定商取引法を改正して、金融商品取引及び商品預託取引に関する連鎖販売取引の勧誘を禁止するべきである。

2 借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効

特定負担の支払方法につき、借入金又はクレジットの利用による連鎖販売取引に伴う契約の勧誘を禁止するとともに、これに違反した場合、連鎖販売加入者（特定商取引法第40条第1項）は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。

3 いわゆる後出しマルチに対する規制の明確化

連鎖販売取引の定義について、「特定利益（中略）を收受し得ることをもって誘引し、その者と特定負担（中略）を伴うその商品の販売若しくはそのあつせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあつせんに係る取引（中略）をするものをいう」と規定している特定商取引法第33条第1項を改正して、商品購入等の負担を伴う契約が締結された後に、その者と特定利益を收受し得ることについての契約に誘引する場合も、特定商取引法の連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にするべきである。

4 概要書面・契約書面の記載事項の追加

特定商取引法及び特定商取引法施行規則を改正して、連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結するまでに交付すべき概要書面（特定商取引法第37条第1項）及び連鎖販売取引についての契約を締結した場合に交付すべき契約書面（同条第2項）につき、次のものを記載事項として追加するべきである。

(1) 統括者（特定商取引法第33条第2項）がその統括する連鎖販売業を開始した年月

(2) 最近3事業年度における①事業年度ごとの連鎖販売契約（特定商取引法第

37条第2項)の契約者(加入者)及び解除者(退会者)の数,②事業年度末の連鎖販売加入者の数

(3)最近3事業年度における連鎖販売契約についての,①商品又は権利の種類ごとの契約の件数・数量・金額,②役務の種類ごとの契約の件数及び金額

(4)最近3事業年度において連鎖販売加入者が収受した特定利益(年収)の平均金額

#### 5 特定負担についての契約を締結する者の説明義務

特定商取引法を改正して,連鎖販売業を行う者(連鎖販売業を行う者以外の者がその連鎖販売業に係る連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結する者であるときは,その者)は,連鎖販売取引に伴う特定負担をしようとする者(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんを店舗等によらないで行う個人に限る。)とその特定負担についての契約を締結するまでに,その者に対し,次に掲げる事項について説明しなければならないものとするべきである。

(1)収受し得る特定利益の計算の方法

(2)特定利益の全部又は一部が支払われないこととなる場合があるときは,その条件

(3)最近3事業年度において連鎖販売加入者が収受した特定利益(年収)の平均金額

(4)連鎖販売契約を行う者その他の者の業務又は財産状況や特定利益の支払の条件が満たされない場合などにより,特定負担の額を超える特定利益を得られないおそれがある旨

#### 6 統括者による情報の開示義務

特定商取引法を改正して,統括者に対し,上記4(1)ないし(4)の事項並びにその連鎖販売業に係る直近の事業年度における業務及び財産の状況に関する書類を事務所に備え置き,連鎖販売加入者の求めに応じ閲覧させなければならないものとするなど,これらの情報を開示することを義務付けるべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

連鎖販売取引(マルチ取引とも呼ばれる。)に関する2013年度の全国消費生活相談情報ネットワーク(以下「PIONEER」という。)における相談件数は10,023件であり,2010年度から毎年約1万件強という数字

が続いている<sup>1</sup>。消費者庁は、連鎖販売取引に関して注意喚起を行っている<sup>2</sup>が、その後も相談件数は減少していない。

また、2008年に改正された特定商取引法附則第8条は、改正法の施行後5年を経過した場合に施行の状況について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置をとると規定している。これを受けて、消費者庁は、2014年8月、「特商法関連被害の実態把握等に係る検討会報告書」を公表した。同報告書においては、商品の購入に係る勧誘時点では、別の人に商品を紹介して購入させる（又は連鎖販売組織に加入させる）ことで儲けられること（特定利益）を告げず、商品購入後にその旨を告げるものなどに関する被害（以下「後出しマルチ」という。）について、何らかの法的手当が必要ではないかとの指摘がなされている。

例えば、国民生活センターによれば、大学生等に高額な投資用DVDを購入させるトラブルに関する相談件数は2013年度で355件であり、前年同期の2.4倍に急増していることが示され、被害事例がいくつも挙げられている<sup>3</sup>。消費者庁も同様に被害事例を挙げて注意喚起を行っている<sup>4</sup>。

## 2 2012年意見書の提言

当連合会は、2012年4月13日に「連鎖販売取引に関する法規制の強化を求める意見書」（以下「2012年意見書」という。）を取りまとめており、その要旨は次のとおりであって、(1)ないし(5)は特定商取引法の改正を求めるものである。これらの法改正事項を喫緊に実現すべき必要性は、今もって変わりがない。

- (1) 連鎖販売取引規制の対象となる事業を「物品の販売又は有償で行う役務の提供、その他全ての有償取引」と規定するか、「施設を利用し又は役務の提供を受ける権利」（特定商取引法第33条第1項）以外の権利や金融商品取引及び商品預託取引も規制対象になることを明確にすること。
- (2) 連鎖販売取引における特定負担の支払方法につき借入金による、又はクレジットを利用する契約の締結についての勧誘を禁止すること。

<sup>1</sup> 国民生活センターホームページ（2015年2月末現在）

<sup>2</sup> 消費者庁「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント～いわゆるマルチ取引に関連する相談から～」（2012年4月17日）

<sup>3</sup> 国民生活センター「相談急増！大学生に借金をさせて高額な投資用DVDを購入させるトラブル」（2014年5月8日）

被害の一例として、友人から目的を告げずに呼び出された喫茶店で業者による勧誘を受け、高額な投資用DVDをローンによる借入金で購入したが、システムに従って投資を行っても利益が得られず、ローンの支払いに窮していると、業者から「友人を誘ってくれたら紹介料を支払う。」と言われ、指南を受けて友人に声をかけたが断られた事例がある。

<sup>4</sup> 消費者庁「友人の紹介による投資用DVDのもうけ話にご注意！」（2014年11月27日）

- (3) 連鎖販売取引の概要書面（特定商取引法第37条第1項）及び契約書面（同条第2項）につき，①直近の会計年度における入会者数・退会者数・期末の会員数，②直近の会計年度において連鎖販売加入者が収受した特定利益（年収）の平均額を記載事項として追加すること。
- (4) 連鎖販売契約のクーリング・オフ又は取消しによって生ずる当該商品の販売を行った者の債務について，中途解約の場合（特定商取引法第40条の2第5項）と同様に，統括者の連帯責任の規定を設けること。
- (5) 特定商取引法第40条の3第1項ただし書，すなわち連鎖販売契約の取消しについて，当該連鎖販売契約の相手方が同契約締結の当時，勧誘をする者が不実告知等の行為をした事実を知らなかったときは取消しができない旨の規定を削除すること。
- (6) 以上に加えて，連鎖販売取引の中でも，先順位者が順次後順位者の出えんする金品から利益を受けることを内容とすることでピラミッド式に加入者を増加させる組織（ピラミッド型連鎖販売組織）については，射幸性や破たん必至性が特に強いことや，過去の裁判例においても無限連鎖講に該当するものと認定された事例があることから，特定商取引法の改正又は無限連鎖講防止法の規定の明確化によって全面的に禁止するよう検討すべきこと。

### 3 追加の提言

本意見書は，2012年意見書作成後に生じた上記の事情の変化に基づき改めて検討を加え，2012年意見書に追加する法改正事項を求めるものであり，特定商取引法の改正においてこれらの内容が実現されることを強く求めるものである。

#### (1) 金融商品取引等に関する連鎖販売取引の勧誘の禁止

金融商品取引及び商品預託取引などの利益收受型取引においては，これらを勧誘する者がその仕組やリスクについて正確かつ十分な説明を行う義務を負うべきである。しかし，新規加入者が後続の加入者を順次勧誘するという特性を持つ連鎖販売取引において，新規加入者がかかる説明義務を適切に果たし得るとは考え難い。また，連鎖販売取引においては，親しい者からの勧誘，「必ず儲かる。」などの不実告知や断定的判断の提供といった不当な勧誘が行われやすいため，冷静な投資判断を妨げるおそれも大きい。したがって，2012年意見書で述べたように（上記2(1)），金融商品取引及び商品預託取引に特定商取引法の連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にするとともに，これらの取引に関する連鎖販売取引を勧誘すること自体も禁止すべきである。

## (2) 借入金・クレジットを利用する連鎖販売取引の勧誘の禁止と民事効

手持ちの資金がない者に対して、特定利益が得られるという射幸心をあおり、借入金やクレジットによる連鎖販売取引へと誘引する行為は、期待した利益が得られない場合において被勧誘者が多額の負債を抱えるなどのリスクも大きい。そればかりか、借入金やクレジットの支払に窮した連鎖販売加入者が、利益を得るために友人や親族などに対して無理な勧誘を行い、そうした周囲との人間関係が破壊されてしまうといった悲惨な結果にもつながりかねない。

したがって、2012年意見書で述べたように、特定負担の支払方法に借入金又はクレジットを利用する連鎖販売取引に伴う契約を勧誘する行為は、特定商取引法第34条の禁止行為に新たに加えることなどによって禁止すべきである（上記2(2)）。さらに、規制の実効性と被害救済の観点から、この禁止に違反した場合、連鎖販売加入者は当該契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができるものとするべきである。

## (3) 後出しマルチに対する規制の明確化

連鎖販売取引の定義を定めている特定商取引法第33条第1項は、「特定利益（中略）を収受し得ることをもって誘引し、その者と特定負担（中略）を伴うその商品の販売若しくはそのあっせん又は同種役務の提供若しくはその役務の提供のあっせんに係る取引（中略）をするものをいう」と規定しており、特定取引を収受し得ることをもって誘引し、特定負担を伴う取引をすることが要件となっているように読める。

ところが、近時、商品購入等の負担を伴う契約を締結させた後に、新規加入者を獲得することによって利益が得られるなどと言って連鎖販売組織に誘い込む事例が増えている。例えば、国民生活センターは、「契約後に、『誰かを紹介すると一人につき10万円渡す』などと言って、他人を紹介したらマージンが得られることを説明し、友人等を勧誘させる。このように紹介による利益について契約後に説明する手法は、特定商取引法の連鎖販売取引の適用を免れようとする目的と、勧誘当初マルチ的な仕組であることを大学生に隠す目的があると考えられる。契約後、大学生は投資用DVDを見て投資しようとするが、当初の説明どおりにはもうからず、借金を返すために友人等を勧誘せざるを得なくなり、被害が拡大していく」ことを指摘している<sup>5</sup>。この点、経済産業省は、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定利

---

<sup>5</sup> 注釈3と同

益に関する説明を故意に商品購入後に告知している場合には、連鎖販売取引に該当し得るとの見解を示している<sup>6</sup>。

商品購入等の段階で特定利益を収受し得る旨の誘引がなければ、それは通常の取引であり、その後特定利益の収受についての契約に誘引されたからといって、商品購入等の契約自体に問題は生じないとの考え方もあろう。しかし、商品購入等の契約をさせた後に、それによる負担分を取り戻したいという気持ちにつけ込み、友人や親族などに対する勧誘に至らせ、そうした人間関係を破壊するおそれのある取引に誘い込む行為は巧妙かつ卑劣なものであり、特定利益を収受し得る旨の誘引が先行する取引と同様に、又は、それ以上に厳しく規制するべきものである。

したがって、特定商取引法第33条第1項を改正して、商品購入等の負担を伴う契約が締結された後に、その者と特定利益を収受し得ることについての契約に誘引する場合も、同法の連鎖販売取引規制が及ぶことを明確にするべきである。

#### (4) 概要書面・契約書面の記載事項の追加

連鎖販売契約は、連鎖販売組織に加入することで当該加入者及び他の構成員の販売活動により利益を収受することを目的とした投資取引の一種と考えることができる。そうであるならば、投資対象である当該連鎖販売組織による事業の概要、特に加入者数・退会者数・売上高などの推移や加入者が収受した特定利益の金額等の情報を顧客に開示させるべきである（金融商品取引法第13条、特定商品等の預託取引契約に関する法律第3条第1項、特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令第3条）。

具体的には、2012年意見書で述べたもの（上記2(3)）のみならず、上記第1の4(1)ないし(4)に挙げたものを概要書面（特定商取引法第37条第1項）及び契約書面（同条第2項）の記載事項に追加するべきである。

#### (5) 特定負担についての契約を締結する者の説明義務

前述のとおり、連鎖販売取引は、連鎖販売組織に加入することで当該加入者及び他の構成員の販売活動により利益を収受することを目的とした投資取引の一種であると考えられる。さらに、新規加入者が後続の加入者を順次勧誘するという特性から、親しい者からの勧誘において「必ず儲かる。」などの不実告知や断定的判断の提供といった不当な勧誘が行われたり、簡単に収入が得られると誤認して契約を締結する加入者も少なくない。そう

<sup>6</sup> 国民生活センター「新手のマルチ取引－友人を誘うと紹介料が入る話は契約の後－」（2009年3月5日）

した不当な勧誘や誤認によるトラブルを防止するため、連鎖販売取引に伴う特定負担についての契約を締結しようとする者には、特定負担をしようとする者に対し、少なくとも上記第1の5(1)ないし(4)に挙げた事項について説明しなければならないものとするべきである（金融商品の販売等に関する法律第3条）。

このうち、上記第1の5(1)及び(2)は、特定利益に関する事項であり、現在も概要書面（特定商取引法第37条第1項）及び契約書面（同条第2項）の記載事項とされているものであるが（特定商取引に関する法律施行規則第28条第1項第6号、第29条第5号、第30条第1項の表第7号）、特定利益の計算方法や支払条件については、特定負担をしようとする者が契約を締結するか否かの判断において重要であることから、書面の記載のみならず、当該契約を締結する連鎖販売業を行う者による説明も必要とする趣旨である。

また、上記第1の5(3)は、本意見書において書面の記載事項に追加することを新たに求めるものである。従前の連鎖販売加入者が収受している特定利益（年収）は、特定負担をしようとする者にとっての重要な判断材料になるため、特定負担についての契約を締結する連鎖販売業を行う者による説明も要するものとするべきである。

さらに、上記第1の5(4)のとおり、特定負担をしようとする者において必ず利益が得られるなどと誤認して契約することを防止するため、特定負担についての契約を締結する連鎖販売業を行う者に対し、連鎖販売契約を行う者その他の者の業務又は財産の状況や特定利益の支払の条件を満たすことができない場合などにより、特定負担の額を超える特定利益を得られないおそれがある旨の明示的な説明を行うことを義務付けるべきである。

なお、実質が金品の配当組織であり、新規加入者を無限に拡大することが組織維持の前提になっている破たん必至型の連鎖販売組織について、無限連鎖講と同様に禁止する方向で検討すべきことは、2012年意見書で述べたとおりである（上記2(6)）。販売される商品若しくは権利又は提供される役務の価値が、加入者の支出する対価に比して著しく低い場合、当該加入者は、商品等の価値ではなく、特定利益による収入を目的としていることが通常と思われる。このため、上記のような説明義務を規定することで、特定負担をしようとする者が安易に特定負担の額を超える収入が得られると期待して契約の締結に至ることを防止し、ひいては破たん必至型の連鎖販売取引が行われることを可能な限り防ぐという一定の効果も期待できると考える。

(6) 統括者による情報の開示義務

前述のとおり、連鎖販売契約を投資取引の一種と考えるならば、統括者には、上記第1の4(1)ないし(4)に挙げた事項を記載した書面や、その連鎖販売業に係る直近の事業年度における業務及び財産の状況を記載した書類を事業所に備え置かせ、連鎖販売加入者の求めに応じ閲覧させなければならないものとするなど、これらの情報の開示を義務付けるべきである（特定商品預託取引法第6条，内閣府令第5条）。

以上